

使用開始日:2017年12月6日

# アムンディ・フロア・アロケーション

追加型投信／内外／資産複合



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「アムンディ・フロア・アロケーション」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を2017年12月5日に関東財務局長に提出しており、2017年12月6日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

## ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	資産複合 (株式・債券・不動産投信・その他 資産) 資産配分変更型	年1回	グローバル (日本を含む)	あり (適時ヘッジ*)

\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

\*ファンドは、市況動向等に応じて機動的に為替ヘッジを行いますが、常に為替ヘッジを行うわけではありません。

■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日: 1971年11月22日

資本金: 12億円(2017年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:

2兆3,434億円(2017年9月末現在)

■ 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行

(再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ <ファンドに関する照会先>

**アムンディ・ジャパン株式会社**

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



## ファンドの目的

ファンドは安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 世界の株式、債券、不動産投資信託証券および短期金融資産等の幅広い資産クラスに分散投資を行います。

- 各証券に関連する上場投資信託証券(ETF<sup>\*1</sup>)を通じての投資が中心となります。
- 株式・債券および金利の指標等の先物取引等を行う場合があります。
- 組入外貨建資産については、機動的に為替ヘッジ<sup>\*2</sup>を行います。
- 運用の指図の権限は、アムンディ アセットマネジメントに委託します。

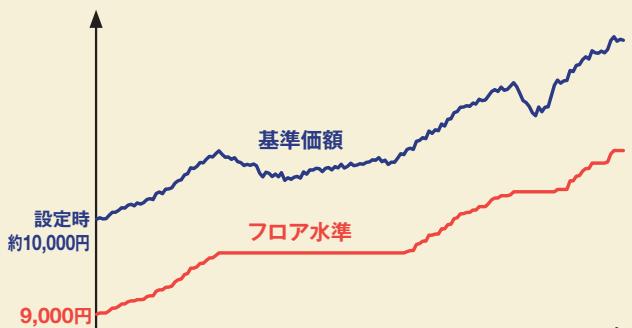
\*1 Exchange Traded Fundの略で、取引所に上場、主に株価指数等の特定の指標への連動を目指す投資信託です。

\*2 為替ヘッジを行うことを基本としますが、一部ヘッジを行わない場合もあります。

### 2 基準価額の下落を一定水準(「フロア水準」)までに抑えることを目指します。

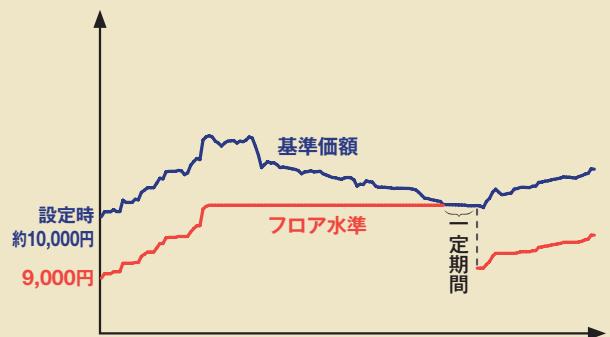
- 設定日以降の基準価額の最高値の90%を「フロア水準」とします<sup>\*3</sup>。設定時のフロア水準は9,000円です。
- \*3 基準価額がフロア水準以下に下落した場合は下記をご覧ください。

基準価額とフロア水準(イメージ)



基準価額が上昇し最高値が更新される毎に、フロア水準は当該最高値の90%に引き上げられます。基準価額がフロア水準以下に下落しない限り、フロア水準は下がりません。(分配金が支払われてもフロア水準は変わりません。)

[基準価額がフロア水準以下に下落した場合]



基準価額がフロア水準以下に下落してから、一定期間(30営業日とします。)経過した日(再設定日)の基準価額の90%で新たなフロア水準が設定されます。再設定日以降、基準価額が最高値を更新すれば、フロア水準は引き上げられます。

\*詳細は、P5のその他の留意点を必ずご覧ください。

\*最新のフロア水準は、表紙に記載の委託会社ホームページおよびフリーダイヤルにてご確認いただけます。

\*フロア水準は、運用上、基準価額がこれを下回らないように目標とされる水準であり、基準価額がフロア水準を下回らないことを委託会社が保証等するものではありません。市場が急落した場合等には、基準価額がフロア水準を下回る可能性があります。また損失が常に一定範囲に限定されるものではありません。上記はイメージ図であり、実際の基準価額・フロア水準等を示したものではなく、また将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



③

資産配分を機動的に変更し、基準価額の下落を抑えつつ、安定的な収益の獲得を目指します。

- 経済見通し、市況動向や投資対象資産の特性を勘案したうえで、最適な投資比率を決定します。

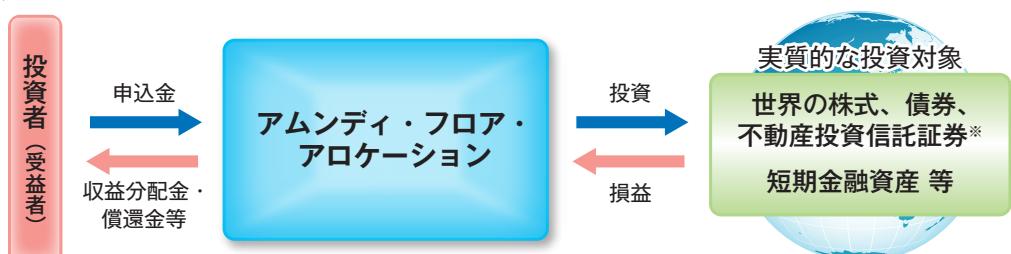
## 基準価額と資産配分の考え方

経済・市場見通し	基準価額とフロア水準の差		基準価額とフロア水準の差	
	弱気	強気	弱気	強気
資産配分の考え方	基準価額がフロア水準以下となることを避けるため、短期金融資産等が中心となります。	リスクを抑えた資産配分を基本としつつ、債券、株式等への組入比率を高めます。	リターンの獲得を目指しながらも、市場環境の急変に備えるため、短期金融資産等の組入を相応に維持します。	リターンの獲得を目指すため、株式等への組入比率を高めます。
配分比率(イメージ図)				

\*フロア水準は、運用上、基準価額がこれを下回らないように目標とされる水準であり、基準価額がフロア水準を下回らないことを委託会社が保証等するものではありません。市場が急落した場合等には、基準価額がフロア水準を下回る可能性があります。また損失が常に一定範囲に限定されるものではありません。短期金融資産等を中心の運用の場合、市場が急騰した場合にはその上昇に追随できない場合があります。上記はイメージ図であり、実際の基準価額・フロア水準・資産配分等を示したものではなく、また将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

## ファンドのしくみ

<イメージ図>



※各資産については、ETF等を通じての投資が中心となります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

## 運用プロセス

### 投資対象資産の分析・選別

投資対象資産の主要なリスク特性と想定リスク・リターンを分析して投資対象資産を選別。

### 資産配分の決定

- ①過去のデータの分析を行い、フロア水準を勘案して、最適なリスク・リターンが見込まれる資産配分を選択。
- ②将来の市場見通しを考慮し、資産配分を調整し決定。

### ポートフォリオ

資産の保全とリターンの向上のバランスをとりつつ、ポートフォリオを構築。  
市場の動きとフロア水準を勘案して、ポートフォリオを適宜、調整。

\*運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 収益分配方針

毎決算時（年1回、原則として9月5日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

### ● 分配対象額

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

### ● 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### ● 留保益の運用方針

特に制限を設げず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 主な投資制限

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 同一銘柄の有価証券（国債ならびにそれに準ずるものを除く）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券（上場投資信託証券を除く）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



## 基準価額の変動要因

ファンドは、主として世界の株式、債券、不動産投資信託証券（関連する証券（上場投資信託証券等）を含みます）等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。** ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。** ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

### ① 価格変動リスク

株式の価格および配当は発行企業の経営・財務状況、国内外の政治・経済・社会情勢等の変化により変動します。不動産投資信託証券（リート）の価格および配当は、不動産市況に対する見通し、市場における需給、金利および財務状況の変化等、様々な要因で変動します。**実質的に組入れられた株式やリートの価格が下落した場合は、ファンドの基準価額が下落し損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

### ② 金利変動リスク

一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。また、発行者・債務者等の財務状況の変化等およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。**実質的に組入れられた債券の価格が下落した場合は、ファンドの基準価額が下落し損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

### ③ 為替変動リスク

ファンドは実質組入外貨建資産について機動的に為替ヘッジを行います。為替ヘッジを行う場合、為替変動リスクの低減を目指しますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。また円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかります。なお、ファンドは必ずしも為替ヘッジを行うものではありません。タイミング等により為替ヘッジを行わなくても為替差益を享受できない場合あるいは為替差損を被る場合があります。これらの場合、**ファンドの基準価額が下落し損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

### ④ 資産等の選定・配分リスク

ファンドは市場環境等の変化に応じ、現金や短期金融資産等の保有比率を増加させたり、為替ヘッジを機動的に行なうことで、金融市場の下落の影響を緩和し、基準価額の下落リスクの低減を目指して運用を行ないますが、当手法が効果的に機能しない場合等には、**ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

### ⑤ 流動性リスク

短期間で大量の換金の申込があった場合、外部環境に急激な変化があり市場規模の縮小や混乱が生じた場合等には、組入有価証券の特性から市場において十分な流動性が確保できない場合があり、その場合には市場実勢から想定される妥当性のある価格での組入有価証券の売却が出来ない場合、あるいは当該換金に十分対応する金額の組入有価証券の売却が出来ないことがあります。この場合、**ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

### ⑥ 信用リスク

ファンドが実質的に投資する有価証券の発行企業や取引先等の経営・財務状況の悪化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化という事態は信用リスクの上昇を招くことがあります、その場合には当該有価証券の価格の下落（ゼロになることもあります）が生じ、不測のコスト上昇等を招くことがあります。この場合、**ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。



## その他の留意点

### ① 一定水準（「フロア水準」）に関する留意点

- a. ファンドは金融市場の下落時に基準価額の下落を一定水準（「フロア水準」）までに抑えることを目指して運用を行いますが、損失が常に一定範囲に限定されるものではなく、損失が10%以上になる場合があります。 フロア水準とは基準価額がこれを下回らないよう、目標とする水準であり、基準価額が当該水準を下回らないことを委託会社が保証するものではありません。
- b. 基準価額がフロア水準に近づいた場合、短期金融資産等の割合を増やし、金融市場の下落の影響を緩和して損失の抑制を目指しますが、一方で市場の上昇の恩恵を享受できない場合があります。
- c. 基準価額がフロア水準以下に下落した場合は、円建の短期金融資産等を中心とする運用に切り替えます。この際、市場環境等によっては当該資産の組入れがただちに完了しない場合があり、基準価額が変動する場合があります。
- ・基準価額がフロア水準以下に下落してから、「一定期間<sup>※1</sup>」経過後、「再設定日<sup>※2</sup>」の基準価額の90%で新たなフロア水準が設定されます。再設定された場合のフロア水準は、設定日以降の基準価額の最高値の90%ではないことにご留意ください。 基準価額がフロア水準以下に下落するたびに、フロア水準の再設定が行われます。 その際、フロア水準は直近の再設定日以降の基準価額のみを参照します。したがって、再設定後はフロア水準が9,000円未満となる場合もあります。
- ・基準価額がフロア水準以下に下落した後、直近のフロア水準を上回ったとしても、再設定日までは円建の短期金融資産等中心の運用を継続します。なお、一定期間中はフロア水準は設定しません。
- ・当該一定期間内においてもファンドの購入・換金は可能ですが、ファンドは円建の短期金融資産等中心の運用のため、市場が急上昇した場合でも、市場の上昇に追随できません。 また、金利状況、市場環境、運用コスト等の要因により、ファンドの基準価額が下落する場合があります。
- ・フロア水準再設定後は資産配分を機動的に変更する運用を再開しますが、市場環境等によって各資産の組入れに時間を要する場合があり、その間に市場が上昇した場合等にはその上昇の恩恵をただちに享受できない場合があります。

※1 基準価額がフロア水準以下に下落した日の翌営業日から30営業日とします。

※2 基準価額がフロア水準以下に下落した日の翌営業日から起算して30営業日目とします。

\* 「フロア水準」は、アムンディ・ジャパン株式会社の登録商標です。

### ② 分配金に関する留意点

分配金は当該期にファンドが得る配当等収益、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払額の比率はファンドの収益率を示すものではありません。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## リスクの管理体制

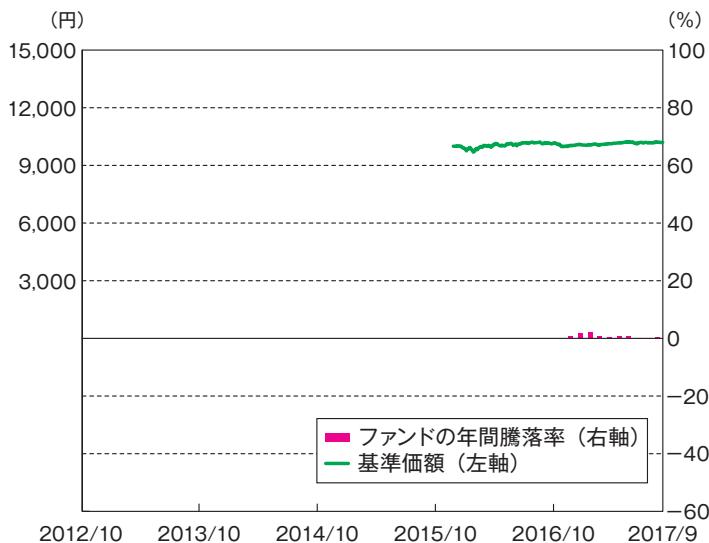
ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が隨時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

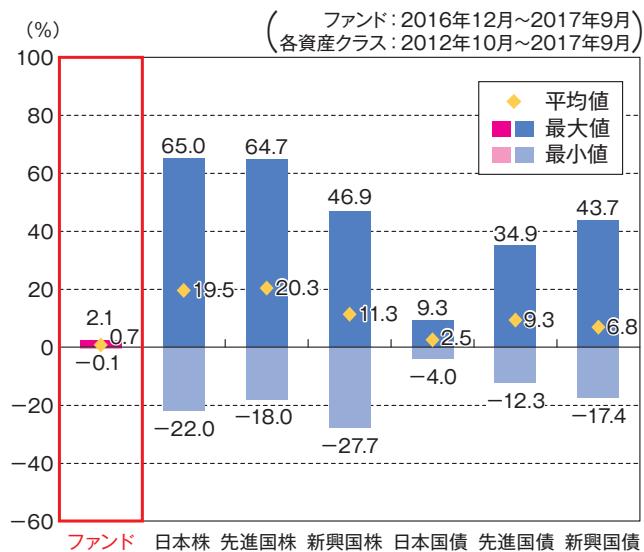


## (参考情報)

①ファンドの年間騰落率および基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\*①のグラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および基準価額の推移を表示したものです。

\*②のグラフは、ファンドについては2016年12月から2017年9月までの年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を表示したものです。他の代表的な資産クラスについては2012年10月から2017年9月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

\*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## ○各資産クラスの指数について

### 日本株

### 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指標値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指標の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

### 先進国株

### MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

### 新興国株

### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

### 日本国債

### NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指標の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

### 先進国債

### シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLC により開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は Citigroup Index LLC に帰属します。また、Citigroup Index LLC は同指標の内容を変える権利および公表を停止する権利を有します。

### 新興国債

### JPモルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLC が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指標です。同指標の著作権は J.P.Morgan Securities LLC に帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指標を採用しております。

## 基準価額・純資産の推移



## 分配の推移

決算日	分配金(円)
1期(2016年9月5日)	0
2期(2017年9月5日)	0
設定来累計	0

※分配金は1万口当たり・税引前です。

## 主要な資産の状況

## ■資産構成

資産	比率(%)
債券	60.1
株式	19.3
短期金融資産等	20.6
合計	100.0

※比率は、純資産総額に対する割合です。

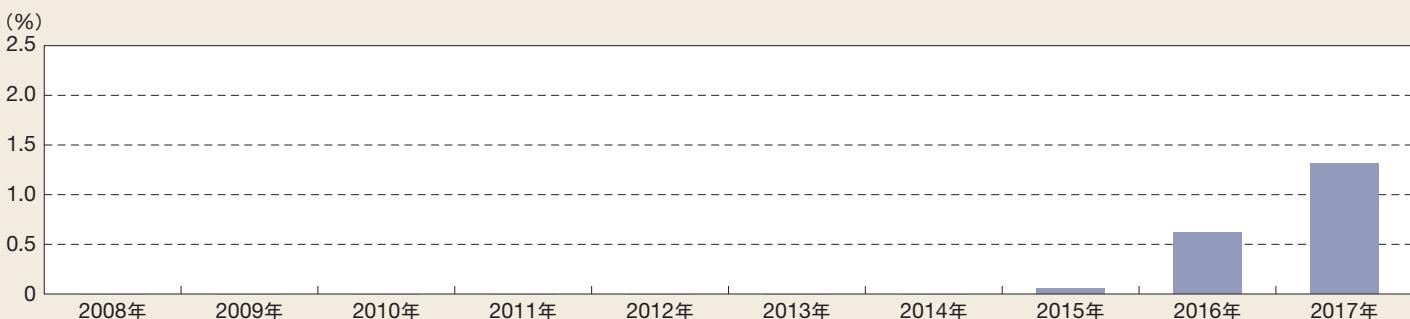
※四捨五入の関係で合計が100.0%とならない場合があります。

## ■組入上位10銘柄

	銘柄名	資産	比率(%)
1	ISHARES IBOXX USD CORP BOND	債券	9.6
2	ISHARES BG \$ TREAS BOND 7-10	債券	8.1
3	AMUNDI ETF EUR CORP UCIT ETF -C	債券	7.9
4	VANGUARD INT-TERM CORPORATE BOND ETF	債券	7.7
5	AMUNDI ETF BBB EURO CORP INV GRADE UCITS	債券	7.2
6	ISHARES CORE S&P500 ETF (GBR)	株式	6.5
7	AMUNDI ETF MSCI EMU UCITS ETF DR	株式	5.4
8	AM ETF GVT BD LW RT EUR INV GRD UC-C	債券	5.2
9	AM ETF EUR HI YLD LIQ BD IBX-C-PARIS	債券	4.7
10	AMUNDI ETF US TREASURY 7-10	債券	4.2

※比率は、純資産総額に対する割合です。

## 年間收益率の推移



※年間收益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2015年は設定日（12月11日）から年末まで、2017年は年初から9月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。  
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。



## お申込みメモ

◆お取扱いコース、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合には受付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	2017年12月6日から2018年12月5日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	2025年9月5日までとします。(設定日：2015年12月11日)
繰上償還	委託会社はファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合または信託を終了させることができが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年1回決算、原則として毎年9月5日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円です。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

\*上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。



## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
	1.08% (税抜 1.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

信託財産留保額 ありません。

<投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.296% (税抜1.20%)以内*を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 【信託報酬の配分】 (年率)	
	支払先	料率
	委託会社	0.52%(税抜)以内
	販売会社	0.65%(税抜)以内
	受託会社	0.03%(税抜)以内
<b>【支払方法】</b> 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払います。委託会社の報酬には、アムンディ アセットマネジメントへの投資顧問報酬(投資信託財産の純資産総額に年率0.52%以内を乗じて得た金額)が含まれています。		
※基準価額が一定水準(「フロア水準」)以下に下落した場合は、再設定日までの一定期間は金利水準等をもとに、所定の算式にしたがい計算した信託報酬を適用します。		
◆上記の運用管理費用(信託報酬)は本書作成日現在のものです。		

その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。) ・投資信託財産に関する租税 等	
	※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。	

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。



## 税 金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

◆公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置(ジュニアNISA)もあります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆上記は2017年6月末現在の内容に基づいて記載しています。

◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

